

～第 4 回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて～

## 2 早期からの一貫した支援について

### 【課題】

障害のある子供について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の 8 月である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、就学先決定についての手続きの流れ等について、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが求められる。

### 【検討案】

- 発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業等と連携し、就学に関するガイダンスを行う。
- ・市教委（特別支援教育課）主催の 5 歳児保護者を対象とするガイダンスを開催する。令和 3 年度は、試行的に年 2 回開催の予定。ガイダンスについては、発達相談支援センターや子供未来局との連携を図りながら、保護者への案内を行う他、市政だより等の広報も活用し、周知を図る。なお、ガイダンスの持ち方等については、今後さらに検討する。

## 2

<いただいた意見>

- ・5 歳児とは、どこを指すのか。（保育所等での 5 歳児は年長児、5 歳児発達相談は年中児）
- ・対象とする保護者はどのような方と考えるのか。障害受容しており、特別支援学校・特別支援学級を視野に入れている場合は、非常に効果的と考えるが、保護者の障害受容が異なることから、4～5 歳児などと幅広い対象とした方が、参加する側のニーズに応えられるのではないかと。保護者への情報提供として、ホームページ等の活用により、身近なものと感じられるようにするのは大変良い。
- ・保護者にとって在籍園の先生から言われることの影響はとても大きい。保育所等の先生方に対する就学に関する考え方やシステムについての正しい情報提供は、現在どのように行われているのか。また、在籍園の所長の立場の方や家庭健康課担当者への同様の情報提供も必要なのではないか。

[事務局より]

- ・5 歳児とは、年中児のことを意味しているが、明確に限定するものではなく、希望があれば受け入れていく。今後も柔軟に検討する。
- ・保育所等からの要請を受け実施している就学に係る研修会や、次年度就学を迎える保護

### 3 関係機関との連携について

#### 【課題】

仙台市では、教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが密接に連携し、就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けている。

適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が関係機関や幼稚園・保育所等と連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められている。

#### 【検討案】

- 幼稚園-保育所-認定こども園等との連携についてさらなる改善・充実を図る。
  - ・幼稚園-保育所-認定こども園との情報交換等についてさらなる改善・充実を図る。
  - ・市教委では、年2回開催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会に、平成30年度から市立学校園のみではなく市立児童館・保育所にも参加を呼び掛け、幼稚園・保育所等と学校との連携を図っている。
  - ・この他、特別支援教育コーディネーター地区別連絡会では、令和元年度には、38地区のうち31地区において、幼稚園・保育所・私立保育園、児童館等の近隣施設の職員が参加しており、今後もこの取組を推進し、就学支援の充実を図る。
  
- 福祉関係機関との連携について、さらなる改善・充実を図る。

者への案内資料等により、先生方にも内容を周知している。

- ・保護者の障害受容の状況等に応じて情報提供できるよう、集合型のみではなくオンライン形式等を取り入れていくことも考えている。

### 3

#### <いただいた意見>

- ・発達相談支援センターから市就学支援委員会への資料提供の方法について、保護者への知的発達検査資料の提供方法を変更したものであり、もともと簡略化をねらいとしたものではないため、「事務手続きの改正」としていただくと良いのではないか。

#### [事務局より]

- ・文科省から6月に発出された「障害のある子供の教育支援の手引き」でも示されている福祉部局との連携については、今後も顔も見える連携を継続しつつ、相談件数の増加を踏まえ、発達相談支援センターの負担軽減も図りながら、就学支援の在り方を検討していきたい。

～第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて～

- ・就学に係る相談や資料提供、情報交換等についてさらなる改善・充実を図る（発達相談支援センター、児童発達支援センター等）。
- ・発達相談支援センターから市就学支援委員会への資料提供については、試行的に令和2年度から、保護者が行う事務手続きの簡略化をし、負担を軽減した。今後により効率的な方法を検討する。

例)

- ① アーチルから直接、保護者に市教委への資料提供の同意を得る。
- ② アーチルが、保護者と市教委へ資料を送付する。

- ・発達相談支援センターと市教委で実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」において、就学支援についての情報交換や研修等を行う。

○子供未来局子供保健福祉課が行っている「5歳児のびのび発達相談」の実施状況等に応じ、情報提供や引継ぎの在り方を検討する。

#### 4 多様で柔軟な仕組みの整備

##### 【課題】

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体

#### 4

<いただいた意見>

- ・交流及び共同学習について、特別支援学校としては居住地校交流を通常の学級との間で行っているが、特別支援学級にも拡充して実施することが可能なのか。
- ・児童生徒の実態より特別支援学級との居住地校交流もプラスの面はある。可能であることを発信していくと良いのではないか。

～第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて～

不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。なお、令和3年9月18日に施行される「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められる。

#### 【検討案】

- 「基礎的環境整備」や「合理的配慮」について、提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会の意見を参考にしながら個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させる。
  - ・毎年度の通知や教育委員会作成資料等による周知を図り、校内における学びの場の柔軟な活用及び日常的な交流及び共同学習、特別支援学級と特別支援学校間の計画的な居住地校交流等のさらなる推進を図る。
  - ・医療的ケア対象児に対する看護師配置や肢体不自由児に対する介助員配置等について、就学支援委員会での審議に基づき適切な配置を行い、必要な支援の提供を図る。

### 5 校内就学支援体制の充実

#### 【課題】

仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加しており、令和2年度は約95%となっている。これは、学校における就学支援体制が整備され、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

一方で、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、教職員が認識する必要がある。

学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたり

[事務局より]

- ・居住地校交流を行う場合には、特別支援学校と地域の学校それぞれの児童生徒にとって互いに有益な活動になることが前提である。通常の学級も特別支援学級も含めて、児童生徒にとって実情に応じて行っていくものと捉え、今後も様々な機会に発信していく。表現は再検討する。

### 5

<いただいた意見>

- ・校長の立場として考えると、一定の条件をどのぐらい示すのか、どのような条件整備をするのか、頭を悩ます部分は多い。
- ・「学びの場は固定したものではなく、子供の教育的ニーズを踏まえて常に変化しうることを教職員が認識する必要がある」ことは大切であり、教職員も保護者も共有することで就学

～第4回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を受けて～

することが重要であることから、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められる。また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校において就学支援を進めるうえでの事務手続き等の業務量も増加している。

【検討案】

○小中学校においては、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が約95%となっていることから、現在の校内就学支援体制を継続しながら、研修や手引きの配布等により、校内就学支援体制のさらなる充実を図る。また、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担を軽減する。

・(1 ①-2 と関連)小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況等、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする。ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する。

がスムーズになると思われる。

[事務局より]

・①-2 で示した条件の例の具体について説明。  
学校が混乱しないようにしながら、今後一定条件を整理する。学校で子供の実態から学びの場を検討した上で、事務局でも一定条件に合致しているか確認し、在籍異動を可能とする。これにより審議件数の減少やスムーズな在籍異動につなげていきたいと考えている。さらに、学校から提出される相談票の簡略化等についても今後検討し、学校の事務負担の軽減も図っていきたい。